

公益財団法人郡山市文化・学び振興公社管理運営施設（大安場史跡公園）における自動販売機による清涼飲料水等の販売設置運営事業者募集要項

大安場史跡公園（指定管理者：公益財団法人郡山市文化・学び振興公社（以下「公社」という）では、令和8年4月1日より施設内における自動販売機による清涼飲料水の販売設置運営事業者（以下「事業者」という）を以下条件の下で募集します。

制限付き一般競争入札により、自動販売機設置事業者を決定しますので、入札に参加を希望される方は、この募集要項及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

1 募集事業者

2に記載の設置場所における自動販売機による清涼飲料水等の販売を行う事業者

2 設置場所

大安場史跡公園（郡山市田村町大善寺字大安場160）敷地内 2台

※設置場所の詳細は別紙のとおり

3 応募に必要な資格

応募できる事業者は、市内に本店、支店、または営業所、事業所等を有する法人とし、個人にあっては市内に事業所等を設けて事業を営んでおり、6に記載のある条件を満たすことが可能な事業者であり、また、次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有する団体又は個人で、市税等の滞納が無いこと。
- (3) 自動販売機(同様の販売品目)の設置業務について、3年以上の管理及び運営の実績を有していること。
- (4) 役員等が、郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事更生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、再生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかつたものとみなす。

4 設置期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年）

5 運営条件

(1) 自動販売機本体・販売品目

- ① デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なものでないこと。
- ② 日本産業規格(JIS 規格)の据付基準を遵守し、転倒防止対策を施すこと。
- ③ ユニバーサルデザイン仕様の機種とすること。
- ④ 販売品目は、季節に応じた品目とし、酒類及びその類似品を除くこと。
- ⑤ 当公園は災害時避難指定場所でもあることから、災害発生時の避難者への供給のための災害支援機能搭載の販売機とすること。
- ⑥ キャッシュレス対応の機種とすること。

(2) 維持管理責任

- ① 自動販売機への商品の補充、衛生管理、保守修理及び売上金の回収等については、事業者が責任をもって行うこと。
- ② 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守、徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続きを行うこと。
- ③ 自動販売機は故障時等の連絡先を明記し、故障や問合せ、苦情等については、事業者の責任において迅速に対応すること。
- ④ 販売する飲料等の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、事業者の責任で適切に回収し、リサイクルすること。
- ⑤ 硬貨選別装置及び紙幣認識別装置のプログラム改変により、偽造通貨及び偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。
- ⑥ 盗難事故や破損事故等による損害は、公社の責に帰する事が明らかな場合を除き、全て事業者が負うこと。
- ⑦ その他詳細については、事業者と公社との間で協議のうえ取り決めるものとする。

6 その他

(1) 公社は、事業者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については、一切責任を負わない。

(2) 事業者は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、その他担保の用に供することはできない。

(3) 公社は次の各号に該当するときには、契約を取り消し、または変更することができる。

- ① 天変地異等により自動販売機の設置場所が使用不能になったとき。
- ② 事業者が契約条件に違反したとき。
- ③ 事業者が応募者の資格及び要件を満たさなくなったとき。

- ④ 公社が、設置場所を公共に供する必要が生じたとき。
- ⑤ 郡山市が、公社との指定管理者の指定を取り消した場合。

(4) 契約が終了した場合には、事業者と公社と協議のうえ、直ちに事業者の負担で原状回復すること。

7 費用負担

事業者は、以下に掲げる経費を負担すること。

(1) 貸付料

自動販売機の売上(販売本数×販売価格(税込))に貸付料歩合率《落札した率》を乗じて得た金額(円未満切り捨て)に消別途費税及び地方消費税を加算した額を納付すること。納付にあたっては、当該月の売上実績を翌月 10 日まで速やかに報告し、その実績報告書を基に施設管理者が発行する請求書に基づき指定する期日までに支払うこと。振込による支払いの場合は、事業者側が振込手数料を負担すること。

(2) 電気使用負担金

電気使用量計測用子メーターを用いて電気使用量を計測する。メーターの設置、電気使用料金は事業者による自己負担とし、支払い方法は貸付料と同様とする。

(3) その他必要

自動販売機の設置、交換、移動、撤去、安全対策、維持管理、保健所への届出、電力使用量計測用子メーター設置費用等に要する経費は事業者による自己負担とする。

8 入札に付する事項

(1) 自動販売機の貸付場所、設置台数及び貸付料の最低歩合率

物件番号	施設名 (所在地)	設置場所	貸付面積 (設置台数)	貸付料の 最低歩合率
1	大安場史跡公園 (郡山市田村町大善寺字 大安場 160)	ガイダンス 施設軒下及び 冒険広場屋外 トイレ軒下	約 1.25m ² × 2 台	20%

(2) 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3年）

※令和 11 年 3 月 31 日までは、自動販売機の必要性及び利用状況並びに設置事業者の管理運営状況等を勘案して、支障がないと公社代表理事が判断する場合は毎年更新するものとする。

9 入札参加申請

入札に参加希望する者は、入札参加申請書（様式 1 号）を提出する。

10 提出書類

(1) 入札前の提出書類

提出書類		法人	個人
1	入札参加申請書	様式第1号	<input type="radio"/>
2	誓約書	様式第2号	<input type="radio"/>
3	設置する自動販売機のカタログ		<input type="radio"/>

11 提出期限

令和8年2月19日（木）午後4時まで

※郵送の場合は、令和8年2月19日必着のこと

提出先：蔭山工務店大安場史跡パーク（大安場史跡公園）

〒963-1161 郡山市田村町大善寺字大安場160

持参される場合は、予めお電話（024-965-1088）をいただきますよう、お願ひいたします。

12 現場説明会日時及び場所

日時 令和8年2月26日（木） 15：30～

場所 蔭山工務店大安場史跡パーク（大安場史跡公園）

郡山市田村町大善寺字大安場160

申込 説明会に参加を希望される方は、予めお電話をいただきますよう、お願ひいたします。説明会への参加は必須ではありません。

13 入札日時及び場所

入札名：公益財団法人郡山市文化・学び振興公社管理運営施設（大安場史跡公園）における自動販売機による清涼飲料水等の販売設置運営事業者募集

日 時：令和8年3月3日（火）午後2時00分

場 所：郡山市田村町大善寺字大安場160

蔭山工務店大安場史跡パーク ガイダンス施設

(1) 入札時の提出書類

提出書類		法人	個人
1	貸付料歩合率	様式第3号	<input type="radio"/>
2	委任状（代理人の場合）	様式第4号	<input type="radio"/>

14 決定方法について

(1) 入札時において、公社が設定する貸付料の最低歩合率以上で、提案歩合率が高い者に決定する。

(2) 入札時の貸付料率が同一の場合は、抽選とする。

別紙

自動販売機設置場所 詳細

蔭山工務店大安場史跡パーク敷地内

設置予定場所  印の箇所

- ① ガイダンス施設軒下 1台
- ② 冒険広場屋外トイレ軒下 1台

設置面積 ①・②ともに約 1.5 m²

(自動販売機設置場所に回収ボックスを設置する面積を含む)

